

○弘前大学レンタルスペース利用細則

令和8年7月31日

制定細則第19号

(目的)

第1条 この細則は、弘前大学施設有効利用規程(平成16年規程第158号)第10条の規程に基づき、弘前大学レンタルスペース（以下「レンタルスペース」という。）の利用に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この細則においてレンタルスペースとは、研究推進部が所管する施設で、理事（研究担当）（以下「理事」という。）が指定する次の各号のものをいう。

- (1) レンタルラボ
- (2) レンタルオフィス

(利用の資格)

第3条 レンタルスペースを利用できる者は、次の各号のいずれかに該当する者で、理事が認めた者とする。

- (1) 弘前大学（以下「本学」という。）との共同研究等により研究開発及び事業等を行う企業等
- (2) 弘前大学における大学発ベンチャーの認定に関する規程（平成22年規程第43号。以下「規程」という。）第3条第2項に基づき弘前大学が認定した大学発ベンチャー
- (3) 大型外部資金等を獲得した本学の教員
- (4) その他理事が適当と認めた者

(利用の申請及び許可)

第4条 レンタルスペースを利用しようとする者は、別紙様式1による申請書を利用開始予定日の6週間前までに理事に提出し、その許可を受けなければならない。

2 理事は、前項及び第4項の申請があった場合には、別に定める審査方法に基づき審査を行い、許可又は不許可の決定を行うものとする。

3 理事は、第1項の規定による利用申請を許可したときは、別紙様式2による許可書を申請者に交付するものとする。

4 レンタルスペースの利用を許可された者が、利用計画を変更しようとするときは、別紙様式3による申請書を理事に提出し、その許可を受けなければならない。

5 理事は、前項の規定による利用変更申請を許可したときは、別紙様式4による許可書

を申請者に交付するものとする。

- 6 理事は、第2項の審査の結果、不許可となった者に対し、理由を付して別紙様式5により作成した通知書を交付するものとする。

(利用期間)

第5条 レンタルスペースを利用できる期間は、本学の会計年度を超えることはできない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、複数年度にわたり利用することができるものとする。

- (1) 第7条に規定する活動の評価により、継続して利用することが承認されたとき。
- (2) 第3条第2号に該当する者にあつては、規程第10条第2項の規定により本学の会計年度を超える支援が認められたとき。
- (3) 理事が特に必要と認めたとき。

(活動報告書等)

第6条 利用者は、当該年度の活動状況について、当該年度の指定された期日までに理事に活動報告書等を提出するものとする。

- 2 理事は、必要に応じて年度途中において、事業の進捗及び活動状況に関し面談を行うことができる。

(活動の評価)

第7条 理事は、前条に定める活動報告書等により活動の評価を行うものとする。

- 2 評価の方法については、別に定めるものとする。

(レンタルスペースの利用)

第8条 利用者は、当該レンタルスペースの適切な利用に努めるものとする。

(機器の搬入及び搬出)

第9条 利用者は、活動等に必要な機器の利用を終了したときは、速やかにこれを搬出しなければならない。

- 2 機器の搬入及び搬出に要する経費は、当該利用者の負担とする。

(細則等の遵守)

第10条 利用者は、この細則及び理事の指示する事項を遵守しなければならない。

- 2 理事は、必要に応じて使用を許可したレンタルスペースを適宜実地調査し、使用に関し指示することができる。

(利用の取消し等)

第11条 理事は、利用者がこの細則に違反したとき又はそのおそれがあると認めたとき

は、その利用の承認を取り消し、又は利用を停止させることができる。

(損害の補てん)

第12条 利用者は、故意又は過失により、建物、備品等を破損又は滅失したときは、理事の指示に従って速やかに現状に復さなければならない。

(経費の負担)

第13条 利用者は、レンタルスペースの利用に係る経費を負担しなければならない。

2 前項に規定する経費及びその負担方法は別に定める。

3 第1項の規定にかかわらず、理事が特に必要と認めたときは、この限りでない。

(事務)

第14条 レンタルスペースの申請、許可等に関する事務は、研究推進部研究推進課が処理する。

(その他)

第15条 この細則に定めるもののほか、レンタルスペースの利用に関して必要な事項は、理事が別に定める。

附 則

この細則は、令和8年7月31日から施行する。